

水門・陸閘等維持管理マニュアルの 策定に向けた論点

水門・陸閘等維持管理マニュアルの策定に向けた論点

論点① 点検手法のあり方及び重点点検箇所について

- 土木構造物の点検については、「海岸保全施設維持管理マニュアル」に準じて、点検種類、頻度等を定める。
ただし、劣化状況が不可視の土木構造物を有する樋門等は、「堤防等河川管理施設の点検結果評価要領（案）」に準じ、周辺の変位を目視点検することとする。
- 機械・装置の点検については、「河川用ゲート設備点検・整備・更新マニュアル(案)」の考え方を基本に、「海岸保全施設維持管理マニュアル」の構成と整合を図ることとする。また、機械設備部材は、海水による影響（腐食等）について検討を行う。
- 海水の侵入を確実に防止するため、個々の施設について、ゲートの開閉や水密性に影響を及ぼす部分を重点点検箇所として位置付けて、点検を行う。

論点② 健全度評価について

- 土木構造物、機械・装置のそれぞれで、各部材の劣化度や施設及び周辺に現れた変状等の評価（ランク）に基き、構造物としての健全度評価を行う。
- さらに、土木構造物及び機械・装置の健全度評価を包括した総合的な健全度評価を行い、施設として求められる機能が確保されているか評価する。
- 評価方法や段階（ランク）については、既存マニュアルや海岸管理者が実際に行っている方法等を考慮した検討を行う。

論点③ 現場状況に応じた維持管理のあり方

- 水門・陸閘等は様々な形態があり、不可視部分など点検困難な箇所等については形態に応じた合理的な点検方法を提案する。
- 海水の侵入を防止する観点での影響や施設規模に応じた点検項目の設定や健全度評価の手法の検討を行う。